

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	令和6年度第1回清須市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和6年12月19日(木) 午後1時30分から午後2時30分
開 催 場 所	清須市役所(北館)2階 第1会議室
議 題	1 開会 2 議事 (1)令和7年度清須市国民健康保険税率について(諮問) (2)その他 3 閉会
会 議 資 料	1 次第 2 委員名簿 3 配席図 4 資料A、A-2 仮係数における標準税率2 5 資料B モデルケース 6 資料C 国保税条例改正について他
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	3名
出 席 委 員	公 益 代 表：水野委員、岡田委員、佐藤(あ)委員 保険医等代表：前田委員、大前委員、宮田委員 被保険者代表：山田委員、佐藤(明)委員、後藤委員
欠 席 委 員	なし
事 務 局	(市民環境部 保険年金課) 石田市民環境部長、浅野保険年金課長、石黒保険年金課長補佐、三島健康増進係長、井上国民健康保険係長
会議の経過《意見の要旨》 ●事務局 定刻となりましたので、ただ今から、「令和6年度第1回清須市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。司会を務めさせていただきます、保険年金課課長補佐の石黒でございます。会議を始める前に資料の確認をさせていただきます。1. 本日の次第、2. 委員名簿、3. 配席図、4. 資料A-1、A-2 仮係数による事業納付金と標	

準税率について、5. 資料B モデルケースにおける保険税額、6. 資料C 国保税条例改正について他 不足の資料等はございませんでしょうか。

それでは、開会に先立ちまして、委員の出席状況を、ご報告させていただきます。本日は、委員全員の出席です。本協議会は、清須市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、委員の過半数以上の出席があり、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立していることをまずご報告いたします。

本日の会議に入ります前に、委員の皆様にあらかじめご了承ください事項としまして、清須市では「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定めております。この中で附属機関等の会議及び会議録は、清須市情報公開条例の規定に基づき非公開という扱いをしているものを除き、原則公開することとなっております。したがって、本協議会は公開とさせていただきます。それでは、傍聴者が見えておりますので、入場していただきます。しばらくお待ちください。

それでは、ただ今から、清須市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開会にあたりまして、葛谷副市長よりご挨拶申し上げます。

【副市長あいさつ】

●事務局

ありがとうございました。

続きまして、次第3「委員紹介」に移りますが、時間の都合もございますので、お手元の「委員名簿」及び「配席図」に代えさせていただきますのでよろしくお願い致します。

なお、事務局は、市民環境部長の石田始め、委員名簿の下段に記載しております保険年金課職員が出席しています。

それでは、会議に先立ちまして、会長よりご挨拶をいただきます。

【会長あいさつ】

●事務局

これからは、清須市 国民健康保険 運営協議会規則 第3条の規定によりまして、会長が議長となり 会務を総理していただくこととなります。

会長に、議長をお願いいたします。

●会長

清須市 国民健康保険 運営協議会規則に基づきまして、私がこの会議の進行を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、本日の会議録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には、清須市 国民健康保険 運営協議会 規則第9条の規定により、大前豪委員、山田充子委員を指名します。

なお、議事録については、事務局で作成をお願いいたします。

それでは、次第5の議事に入っていきます。

(1) 番の令和7年度清須市国民健康保険税率について、事務局の説明をお願いします。

●事務局

それでは、ここで副市長より諮問書を会長にお渡しさせていただきます。

この諮問書は、清須市国民健康保険運営協議会規則第2条第1項の規定に基づき、市長から運営協議会へ諮問を行うものです。

それでは副市長お願いいたします。

<副市長、諮問書を読み上げ会長へ渡す。>

●事務局

ありがとうございました。

諮問については以上でございます。

これから議事に入りますが、副市長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

<副市長退席>

委員の皆様には、ただいまの諮問書の写しをお手元に配付いたします。しばらくお待ちください。

●会長

それでは、今お配りした資料に基づいて進めていきます。

令和7年度清須市国民健康保険税の改正についての諮問書を議題として、進めていきます。

令和7年度の国民健康保険税率について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

《令和7年度清須市国民健康保険税率、資料A-1、資料A-2、資料Bを使って説明》

●会長

ありがとうございました。

今の説明に対して、質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

●委員

赤字補填解消計画では、令和7年度に解消する計画でしたが、解消する見込みですか。

●事務局

令和7年度税率は、県の示す標準税率となります。令和8年度以降は県の示す標準税率に沿って改正することになります。

赤字補填解消には、主に県に納める事業費納付金を支払うため、標準税率で標準的な収納率を確保することで賄うことができるとされています。

その他赤字補填として繰り入れている、保険税で賄うべき費用も一般会計からの繰入金で賄っていますので、次年度以降それらを調整し、赤字補填解消に努めてまいります。

以上でございます。

●委員

標準保険税率が年々増加する要因は何がありますか。

●事務局

健康保険につきましては、「保険」として機能しており、支出が増えるとそれを賄うために財源の確保を必要とします。

医療費が増えると、保険税も増えます。本市においては、医療水準が高いことがあげられます。県内54市町村中3番目に高い状況です。ちなみに、その前の年は12番目でした。今後は、保健事業費のうち、保険税で賄うものを加算していくこととなりますので、若干増えていくことになるのではないかと思います。

●委員

標準保険税率を低く抑える方法は何がありますか。

●事務局

本市は、職員の人件費等事務費に係る経費の全額を一般会計からの繰入金で賄っており、その他赤字補填以外の繰入金についても、繰入を行い、保険税の抑制に努めています。

税率抑制には第1に医療水準を下げることです。「保険」ですので、支出が増えれば徴収も増えます。

次に、市独自給付は、保険税から支出となります。一番大きなものは、保健事業費の集団検診と、人間ドックとなります。

以上でございます。

●委員

収納課は、どのような計画で、標準収納率となるよう進めていますか。

●事務局

収納課長を呼びます。お待ちください。

●会長

では、保留にして、次に進みます。

●委員

年齢別による医療費は、高齢になるほど高くなると言われていますが、国保のように被保険者の年齢が高い場合、支出する医療費が高く、そのため国保税が高くなるの

ですか。

●事務局

各医療保険者の年齢構成は異なっており、被保険者の若い保険者は、年齢の高い被保険者のいる保険者に支援する仕組みとなっており、年齢構成による差を調整しています。国の方で決まっているので、清須市については、社会保険から補助を受けている状態です。

●委員

3月10日の国保新聞に、国は、県内で同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険税水準となる完全統一を目指すとしています。愛知県はいつ頃になりそうですか。

●事務局

令和6年度までは、県内市町村の医療水準、所得水準を全て反映させるような設定をさせていただいておりました、これにつきまして、令和7年度から、5年間で徐々に医療水準を反映させないよう進めております。

本年3月に示された「第3期 愛知県国民健康保険運営方針」では、2029年、令和11年度までに医療水準を反映させないというような方針となっております。

なお、令和11年度までに、県は、完全統一に向け一定の結論を出すとしていますので、今後の動きを注視していきたいと思っております。

●委員

4月10日の国保新聞では、子ども子育て支援金を医療保険者が賦課・徴収するとの記事がありましたが、国保税に上乗せされるのでしょうか。

●事務局

支援金の賦課は、令和8年度から徴収すると検討されていることは承知していますが、国から具体的な通知はありません。

令和8年度の地方税法の税制改正に示されると思いますので、来年度の運営協議会でお話させていただくことになるかと考えております。

《収納課長 入室》

●収納課長

日頃から、国民健康保険税を含む市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料に係る徴収事務をしています。県の示す標準収納率は、令和7年度で95.34、令和5年度現年度実績と2.3パーセントとかなり開きがあるので、そこを縮めるよう努力しているところです。具体的な計画は特に設定しておりませんが、収納率を上げるためにどうしたら良いか考えながら事務を行っているところです。納税通知書を出してから20日以内に督促状を出して、なお納めない方については、催告書を出し、直接納税者の家に訪問し、同時に滞納者の財産を調査し、預貯金等の財産の差押えを職員一丸となって行っているところです。ただ、標準収納率からみるとまだ2.3パーセント足りないという状況になっております。

●委員

平成30年度より収納率が依然低いことにより、納めている被保険者にそのしわ寄せが来ることは看過できませんが、そのところどのように考えていますか。

●収納課長

難しい質問ですね。

●会長

両課ともに関わることでですね。

●事務局

保険年金課においては、資格取得時に、資格確認書や資格情報のお知らせを即日発行する際に、賦課説明をし、納め忘れのない口座振替のご案内をしています。喪失時には、納め忘れのないよう説明させていただいています。特に転出で遠くに行かれる方には、即時賦課更正し、納付書をお渡しし、会計課で支払いを済ませていただくなどしています。

また、年金特徴の方が口座振替を希望し、引き落としができない場合は、年金特徴へ職権修正をしています。

本算定や保険証等の郵送が届かない場合など、居所を確認し、不明な場合は、追跡調査等を行い、住民票の削除の手続きを行っています。

●収納課長

収納課としましても、きちんと納税している方から見れば、納めていない方に対して、どう説明しているのかと思われると思います。納めていない方ももちろん、法律に基づいて、納めることは当たり前であるという意識は持っていると思います。そうした意識の中で、財産を持っていたり払っていない方の中には本当に厳しい方も見えるので、その判断を、納税者の方からお話を聞いて、支払い能力があるのに払えない方については、財産の差押えを強くやりながら進めていこうという気持ちでやっております。払わない方が得をするというような事にはならないように、強い意識を持って行っております。

よろしいでしょうか。

●委員

質問です。全体の収納率と国民健康保険税の収納率と比べた場合、保険税の収納率の方が低いのですが、その辺りの対策というのは打たれたりしていますか。

●収納課長

一言では難しいところではありますが、例えば、一般会計上の市税でいいますと、おおよそ120億円の税の調定がある中で、半分以上が固定資産税で、不動産を持っている方というのは、支払い能力がある方が多くなります。固定資産税の場合は、収納率が99パーセントを超えていたと思います。120億円の半分以上がそういった固定資産税ということもありますし、市県民税で言いますと、会社勤めのサラリーマンの方は、給料から毎月天引きされるので、収納率が高い状態で推移しています。

市税は国保税と比べると高い収納率ですが、国保税も毎年収納率が上がるように、収納課としても努力しているところです。

●委員

ありがとうございます。

●会長

他に質問はありますか？ 収納課長、ありがとうございました。
なければ、次、（２）その他について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

《資料Cを使って説明》

●会長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

●委員

マイナ保険証を持っていたても、資格確認書はいただけるのでしょうか。

●事務局

今お持ちの保険証は来年の7月31日までの期限になります。その時に、マイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせを送ります。マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を発行することになります。中には、特別に配慮が必要な方については、来年7月下旬頃に市役所の窓口で、マイナ保険証を持っていたても資格確認書を発行するように申請していただいて、発行するという事で予定しております。

以上でございます。

●委員

特別に配慮が必要な方というのはどういう方ですか。

●事務局

医療機関に受診する時に、マイナ保険証では受診が困難な方、例えば障害をお持ちの方や要介護の方で、付き添いの方が一緒に行かれる方はパスワード入力とかができないので、資格確認書が必要であるということであれば、発行させていただくということです。

●委員

一度申請すれば、次からは自動的に送られてくるのですか。

●事務局

これにつきましては、特別に配慮が必要な方については、毎年必要ということであれば、毎年申請が必要になります。状況も当然変わってくると思いますので、毎年申

請をしていただく事を予定しております。

●委員

郵送でも申請できますか。

●事務局

郵送でも申請できるよう検討しています。手順については、もう少し検討した上で、ホームページ等でお知らせする予定です。

以上です。

●委員

現在手元にある保険証の有効期限が令和7年7月31日となっていますが、その後どのようになりますか。

●事務局

現在保険証をお持ちの方は、有効期限まで使用することができますし、資格確認書の方も同様です。令和7年7月中には、マイナ保険証を持っていない方には、「資格確認書」を、マイナ保険証を持っている方には、「資格情報のお知らせ」をお送りする予定です。ほとんどの医療機関では、マイナ保険証を使うことができますが、柔整とかでは、マイナ保険証を読み取る機械がないところもあるので、そういったところでは、マイナ保険証と資格情報のお知らせを持っていただく形になります。来年の7月までは、マイナ保険証と保険証を持っていれば、このような時にも保険診療で受診できます。

●委員

令和7年7月に送られる資格確認書の有効期限はいつまでですか。

●事務局

次回お送りするマイナ保険証を持っていない方の資格確認書は1年を有効期限としてやっていく予定です。この理由につきまして、今まで70歳以上の方が保険証と高齢受給者証の2枚お持ちでしたが、高齢受給者証については、所得状況について、毎年割合が変わりますし、1枚にして欲しいとの要望がありましたので、このタイミングで、システム改修を行い、経費を抑制し、1枚にいたしました。今後は、毎年更新という形になる予定です。

以上です。

●会長

他に質問はよろしいでしょうか。他に事務局からありますか。

●事務局

本日配布した資料の中に、第2回の案内通知があります。第2回清須市国民健康保険運営協議会は、来月、1月16日（木）午後1時30分から南館3階、大会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。

●会長

委員の皆様には、第2回協議会で本日の諮問に対する答申に入っていきたいと思いますので、疑義が生じた場合は、事務局に問い合わせ、答申ができるよう十分内容を吟味していきたいと思います。その都度、事務局は何かありましたら、知らせていただくようにしてください。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。皆様方のご協力により会議を円滑に進めることができたことを厚くお礼申し上げます。

それでは、議事を事務局へお返しします。ありがとうございました。

●事務局

ありがとうございました。

本日は、長時間に渡り、誠にありがとうございました。

事務局より2点ご連絡があります。1点目は、議事録についてですが、後日、会議冒頭で会長が指名いたしましたお二人の委員に、ご署名をいただくこととしておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。

2点目は、次回協議会日程で都合の悪い方は、早めに事務局までご連絡ください。

これをもちまして、令和6年度第1回清須市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

本日は、ご多忙の中ありがとうございました。

(午後2時30分 閉会)

会 議 の 結 果	会議の経過に示したとおり
問 合 せ 先	市民環境部 保険年金課 052-400-2911

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。

令和7年1月16日

会 長 水野 格廉

委 員 大前 豪

委 員 山田 充子